



2020年12月22日

各 位

会 社 名 株式会社ジャパンディスプレイ  
代 表 者 名 代表執行役社長兼 CEO 菊岡 稔  
(コード番号：6740 東証一部)  
問 合 せ 先 執行役兼 CFO 大河内聡人  
(TEL. 03-6732-8100)

### 証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、2020年4月14日付「2020年3月期第3四半期報告書の提出、過年度の有価証券報告書等及び決算短信等の訂正に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、2020年4月13日付で過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。

本日、以下の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する21億6,333万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

当社は、課徴金納付命令の勧告を真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領し次第、速やかに対応について検討し、改めてお知らせをいたします。

株主、投資家、お取引先を始めとする全てのステークホルダーの皆さまに、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深く反省し、重ねてお詫び申し上げます。引き続き当社グループ一丸となり、信頼回復に全力で努めてまいります。

#### 1. 課徴金納付命令の対象となった有価証券報告書等

##### (1) 有価証券報告書

- 第12期 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)
- 第13期 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
- 第14期 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
- 第15期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
- 第16期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
- 第17期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

##### (2) 四半期報告書

- 第13期 第1四半期 (自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)
- 第13期 第2四半期 (自 2014年7月1日 至 2014年9月30日)
- 第13期 第3四半期 (自 2014年10月1日 至 2014年12月31日)
- 第14期 第1四半期 (自 2015年4月1日 至 2015年6月30日)

第14期 第2四半期 (自 2015年 7月1日 至 2015年 9月30日)  
第14期 第3四半期 (自 2015年 10月1日 至 2015年 12月31日)  
第15期 第1四半期 (自 2016年 4月1日 至 2016年 6月30日)  
第15期 第2四半期 (自 2016年 7月1日 至 2016年 9月30日)  
第15期 第3四半期 (自 2016年 10月1日 至 2016年 12月31日)  
第16期 第1四半期 (自 2017年 4月1日 至 2017年 6月30日)  
第16期 第2四半期 (自 2017年 7月1日 至 2017年 9月30日)  
第16期 第3四半期 (自 2017年 10月1日 至 2017年 12月31日)  
第17期 第1四半期 (自 2018年 4月1日 至 2018年 6月30日)  
第17期 第2四半期 (自 2018年 7月1日 至 2018年 9月30日)  
第17期 第3四半期 (自 2018年 10月1日 至 2018年 12月31日)  
第18期 第1四半期 (自 2019年 4月1日 至 2019年 6月30日)  
第18期 第2四半期 (自 2019年 7月1日 至 2019年 9月30日)

## 2. 今後の見通し

課徴金については、2020年3月期第4四半期に、不適切会計関連費用の一部として22億円を特別損失「その他」へ見積計上しており、2021年3月期の損益への影響は軽微であります。

以 上